

株式交換に係る事前開示書面

(会社法第 794 条第 1 項に基づく開示事項)

2026 年 10 月 2 日

株式会社イメージ・マジック

会社法第794条第1項に規定する事前開示書類
(株式会社長谷川美芸との株式交換について)

東京都文京区小石川一丁目3番11号
株式会社イメージ・マジック
代表取締役 山川 誠

当社は、当社を株式交換完全親会社、株式会社長谷川美芸（以下「長谷川美芸」という。）を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本件株式交換」という。）に関し、会社法第794条第1項及び会社法施行規則第193条の定めにより開示すべき事項は、本書記載のとおりです。

なお、本書記載の事項のうち、写しである書類については、全て原本の写しに相違ありません。

1. 株式交換契約の内容
2. 交換対価の相当性に関する事項
3. 株式交換完全子会社についての最終事業年度に係る計算書類等に関する事項
4. 株式交換完全子会社において、最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容
5. 株式交換完全子会社において、最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等があるときは、当該臨時計算書類等の内容
6. 当社において、最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容
7. 備置開始日後、株式交換の効力が生ずる日までの間に生じる上記各号の事由に掲げる事項の変更

1. 株式交換契約の内容

別紙1 株式交換契約書のとおりです。

なお、完全親会社及び完全子会社の商号、本店は次のとおりです。

完全親会社

商号：株式会社イメージ・マジック

本店：東京都文京区小石川一丁目3番11号

完全子会社

商号：株式会社長谷川美芸

本店：福井県吉田郡永平寺町松岡志比堺第8号16番地1

2. 交換対価の相当性に関する事項

(1) 本件株式交換に係る割当ての内容

当社は、本件株式交換に際して、本件株式交換により当社が長谷川美芸の発行済株式の全部を取得する時点の直前時（以下「基準時」といいます。）における長谷川美芸の株主（但し当社を除く）に対し、その所有する長谷川美芸の普通株式1株につき、当社の普通株式900株の割合をもって割当交付します。

(2) 交換対価の相当性に関する事項

株式交換比率の算定にあたっては、当社の株式価値については、当社が金融商品取引所に上場していることから、市場株価平均法により決定しており、令和8年9月11日を評価基準日とし、東京証券取引所グロース市場における直前1ヶ月間、3ヶ月間及び6ヶ月間の当社普通株式の終値平均株価を参考に一株当たり1,500円としました。非上場会社である長谷川美芸の株式価値については、独立した第三者機関のウィルパートナーズ株式会社による算定結果を踏まえ、当事者間で慎重に協議のうえ一株当たり1,360,000円としました。

以上の算定結果を踏まえ、当社は本株式交換比率について検討し、長谷川美芸と交渉を行った結果、長谷川美芸株式1株に対して、当社株式900株を割当てることと決定いたしました。

なお、ウィルパートナーズ株式会社は、長谷川美芸の株式価値の算定に際して、将来の事業活動を評価に反映するため、ディスカウント・キャッシュ・フロー法を、また比較可能な上場類似企業が複数存在し、類似企業比較分析による株式価値の類推が可能であることから類似企業比較分析を採用し、算定しております。また、株式交換比率の算定の前提として、当社が大幅な増減益になることや、資産・負債の金額が直近の財務諸表と比べて大きく異なることなどは見込んでおりませんが、長谷川美芸の財務予測には、大幅な増減を見込んでいる事業年度が含まれております。具体的には、2028年度は前期比で当社子会社化による当社からの注文増および生産体制の増強により約15%の大幅な売上増となる一方、システム等による省力化等により販管費を抑制できることから、営業利益は前期比で約73%増を見込んでおります。

(3) 完全親会社の資本金及び準備金の額の相当性に関する事項

本件株式交換により増加する完全親会社の資本金及び準備金の額は、以下の通りです。

資本金	: 99,000,000 円
資本準備金	: 99,000,000 円
利益準備金	: 0 円

3. 株式交換完全子会社についての最終事業年度に係る計算書類等に関する事項
別紙2 を参照ください。
4. 株式交換完全子会社において、最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容
該当する事象はありません。
5. 株式交換完全子会社において、最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等があるときは、当該臨時計算書類等の内容
該当する事象はありません。
6. 当社において、最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容
該当する事象はありません。
7. 備置開始日後、株式交換の効力が生ずる日までの間に生じる上記各号の事由に掲げる事項の変更
該当する事象はありません。

以 上

別紙 1 株式交換契約書

次ページ以降をご参照ください。

株式交換契約

株式会社イメージ・マジック（以下「甲」という。）と株式会社長谷川美芸（以下「乙」という。）とは、株式交換を行うため、次のとおり契約を締結する。

（株式交換）

第1条 甲及び乙は、甲を株式交換完全親会社、乙を株式交換完全子会社とする株式交換（以下、本件株式交換という。）を行い、甲は、本件株式交換により、乙の発行済株式の全部を取得する。また、乙の発行済株式総数は500株であることを確認する。

（甲及び乙の商号及び住所）

第2条 甲及び乙の商号及び住所は、それぞれ次のとおりである。

（1）株式交換完全親会社（甲）

商号：株式会社イメージ・マジック

住所：東京都文京区小石川一丁目3番11号

（2）株式交換完全子会社（乙）

商号：株式会社長谷川美芸

住所：福井県吉田郡永平寺町松岡志比堺第8号16番地1

（株式交換に際して交付する株式及び割当て）

第3条 甲は、本件株式交換に際して、効力発生直前時の乙の株主名簿に記載された乙の株主（甲を除く。）（以下「基準時株主」という。）に対して、乙の普通株式1株に対して、甲の普通株式900株の割合で割当交付する。

2 甲は前項に従って、基準時株主に対し交付する甲の普通株式の数に1株に満たない端数がある場合、会社法第234条その他の関係法令の規定に基づき処理するものとする。

（甲の資本金及び準備金の額）

第4条 甲は、本件株式交換により、その資本金の額及び準備金の額を、会社計算規則第39条第2項の定めに従い、本件株式交換に係る株主資本等変動額の範囲内で定めるものとする。ただし、同項ただし書に従い、新株の発行割合に応じて算定される資本金の最低増加額以上となるよう定めるものとする。

（効力発生日）

第5条 効力発生日は、令和8年10月26日とする。ただし、本件株式交換の手の続の進行状況に応じて必要があるときは、甲乙協議の上、これを変更することができるものとする。

（株主総会の承認等）

第6条 甲は、本契約については、会社法第796条第2項の規定により、株主総会の決議による承認を受けることなく、本件株式交換を行う。

2 乙は、前条に定める効力発生日の前日までに、株主総会を開催し、本契約書の承認及び本件株式交換に必要な事項の決議を経るものとする。

(善管注意義務)

第7条 甲及び乙は、本契約締結後効力発生日までの間、善良なる管理者の注意をもってそれぞれ業務の執行及び財産の管理を行い、その財産及び権利義務に重大なる影響を及ぼす行為を行う場合には、予め甲乙協議して合意のうえ実行するものとする。

(株式交換条件の変更及び本契約の解除)

第8条 本契約の締結日から効力発生日に至るまでの間において、天災事変その他の事由により、甲又は乙の資産若しくは経営状態に重要な変動が生じたとき、または、本件株式交換の実行に重大な支障となる事態が生じた場合その他本契約の目的の達成が困難となった場合は、甲乙協議のうえ、株式交換条件その他本契約の内容を変更し、又は本契約を解除することができる。

(本契約の効力)

第9条 本契約は、第6条に定める甲及び乙の適法な機関決定が得られないときには、その効力を失う。

(協議事項)

第10条 本契約に定めるもののほか、株式交換に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従って、甲乙協議のうえ、これを決定するものとする。

本契約の成立を証するため、本契約書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

2026年10月2日

甲 東京都文京区小石川一丁目3番11号
株式会社イメージ・マジック
代表取締役 山川 誠

乙 福井県吉田郡永平寺町松岡志比堺第8号16番地1
株式会社長谷川美芸
代表取締役 長谷川 勝也

別紙2 計算書類等

次ページ以降をご参照ください。

第 1 3 期

決 算 報 告 書

令 和 7 年 4 月 1 日 から

令 和 8 年 3 月 3 1 日 まで

株 式 会 社 長 谷 川 美 芸

(法人番号:2210001015338)

貸借対照表

商号 株式会社 長谷川美芸

代表者 長谷川 勝也

令和 8年 3月31日現在

(単位：円)

[illegible]

損益計算書

令和 7年 4月 1日から
令和 8年 3月31日まで

商号 株式会社 長谷川美芸

(単位：円)

科 目					金 額		
I	売 上 不 動 産 収 入	高 高 入			1, 218, 956, 824 9, 872, 912	1, 228, 829, 736	1, 228, 829, 736
II	売 期 当 合 期 売	上 首 製 末 上	原 棚 製 棚 総	価 卸 造 卸 利 益	2, 887, 957 934, 997, 039 937, 884, 996 10, 527, 115		927, 357, 881 301, 471, 855
III	販 販 営	費 費 業	及 及 一 般 管 理 費	一 般 管 理 費 益	208, 991, 156		208, 991, 156 92, 480, 699
IV	営 受 雑	業 取 収	外 利 息	収 入	440, 367 18, 077, 388		18, 517, 755
V	営 支	業 払	外 利 息	費 用	4, 470, 874		4, 470, 874
	経 常	利 益					106, 527, 580
VI	特 貸 倒 引	別 当 金	利 戻 金	益 入	890, 000		890, 000
VII	特 特 別 損 失				0		0
	税 引 前 当 期 純 利 益						107, 417, 580 29, 746, 930 77, 670, 650
	法人税、住民税及び事業税						
	当 期 純 利 益						

販売費及び一般管理費の計算内訳

令和 7年 4月 1日から
令和 8年 3月31日まで

(単位：円)

科 目	金 額
販売員旅費	6,073,783
広告宣伝費	25,285,428
容器包装費	10,348,142
送配達費	3,463,401
役員報酬	62,400,000
法定福利費	7,190,663
厚生費	5,499,821
減価償却費	13,852,001
賃借料	2,639,180
代家賃	3,174,000
修繕費	13,332,511
事務用品費	2,333,992
通信費	809,459
租税公課	6,695,842
接待交際費	8,642,556
保険料	5,205,650
備品消耗品費	3,415,713
支払手数料	11,899,217
諸会費	33,364
システム料	12,263,530
不動産管理費	1,009,454
貸倒引当金繰入	746,000
雑費	2,677,449
合 計	208,991,156

棚卸資産の計算内訳

令和 8年 3月31日現在

(単位：円)

科 目	金 額
製成品	10,527,115
原材料	3,681,831
仕掛品（半成品）	2,448,465
合 計	16,657,411

製造原価報告書

令和 7年 4月 1日から
令和 8年 3月31日まで

(単位：円)

科 目				金 額
I 材	料		費	
期 首 材	料 棚 卸	高		3,128,947
材 料 仕 入	高			205,117,242
版 型	費			58,285,860
合 計				266,532,049
期 末 材	料 棚 卸	高		3,681,831
当 期 材 料	費			262,850,218
II 労 務	費			
賃 金				176,632,994
賞 与				41,110,000
法 定 福 利	費			31,898,446
厚 生 費				4,003,450
当 期 労 務	費			253,644,890
III 経 外 注 加 工	費			362,442,398
電 力	費			17,856,517
ガ ス	代			17,200
水 道	料			1,434,525
減 価 償 却	費			19,470,774
修 繕 費				2,373,510
賃 借 料				94,800
保 険 料				1,653,880
消 耗 品	費			9,381,409
地 代 家 賃				2,414,498
製 造 雑 費				930,250
当 期 経 費				418,069,761
当 期 総 製 造 費 用				934,564,869
期 首 仕 掛 品 棚 卸	高			2,880,635
合 計				937,445,504
期 末 仕 掛 品 棚 卸	高			2,448,465
当 期 製 品 製 造 原 価				934,997,039

株 主 資 本 等 変 動 計 算 書

令和 7年 4月 1日から 令和 8年 3月31日まで

(単位：円)

	株主資本						株主資本合計	評価・ 換算差額等	新株予約権	純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式				
		資本準備金	その他 資本剰余金	利益準備金	その他 利益剰余金					
当期首残高	30,000,000	0	0	0	207,332,016	0	237,332,016	0	0	237,332,016
当期変動額										
当期純利益					77,670,650		77,670,650			77,670,650
当期変動額合計	0	0	0	0	77,670,650	0	77,670,650	0	0	77,670,650
当期末残高	30,000,000	0	0	0	285,002,666	0	315,002,666	0	0	315,002,666

■その他資本剰余金及びその他利益剰余金の内訳書

(単位：円)

	その他資本剰余金の内訳			その他利益剰余金の内訳						
	資本金資本準備金減少差益	自己株式処分差益	その他資本剰余金合計	別途積立金					繰越利益剰余金	その他利益剰余金合計
当期首残高	0	0	0	0					207,332,016	207,332,016
当期変動額										
当期純利益									77,670,650	77,670,650
当期変動額合計	0	0	0	0					77,670,650	77,670,650
当期末残高	0	0	0	0					285,002,666	285,002,666

個別注記表

令和 7年 4月 1日から

令和 8年 3月31日まで

I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 有価証券の評価基準及び評価方法
移動平均法による原価法を採用しております。
2. 棚卸資産の評価基準及び評価方法
総平均法による原価法を採用しております。
ただし、原材料は最終仕入原価法による原価法を採用しております。
3. 固定資産の減価償却方法
 - (1) 有形固定資産
法人税法の規定に基づく定率法又は旧定率法を採用しております。
ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（附属設備を除く）については法人税法の規定に基づく旧定額法、平成19年4月1日以後に取得した建物（附属設備を除く）については定額法、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。
 - (2) 無形固定資産
法人税法の規定に基づく定額法又は旧定額法を採用しております。
 - (3) リース資産
法人税法の規定に基づくリース期間定額法を採用しております。
4. 引当金の計上基準
 - (1) 貸倒引当金
債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については法人税法に規定する法定繰入率により計算した回収不能見込額のほか、個別に債権の回収可能性を検討し、必要額を計上しております。
5. 消費税等の会計処理
消費税等の会計処理は税抜方式を採用しております。

II. 貸借対照表等に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額 166,815,103円

III. 株主資本等変動計算書に関する注記

1. 発行済株式総数 500株

IV. 一株当たり情報に関する注記

1. 一株当たり純資産額は、630,005.33円であります。
2. 一株当たり当期純利益は、155,341.30円であります。

以 上